

泉大津市市有財産売払実施要領

(一般競争入札)

物件：泉大津市下条町 120 番 1 外 1 筆（土地）

泉大津市下条町 120 番 1 外 1 筆（建物）

(令和8年8月24日)

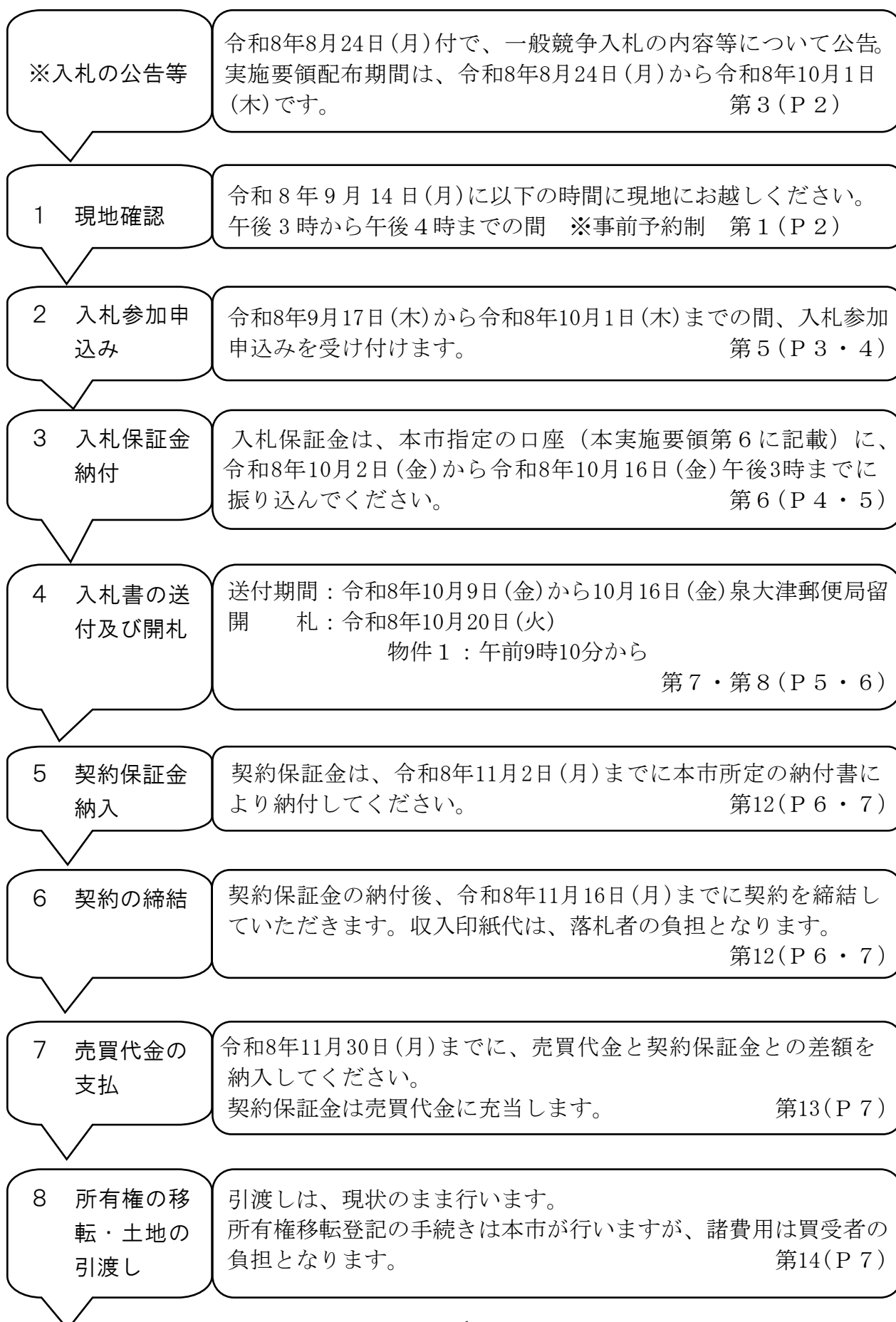
泉大津市立周産期小児医療センター事務局総務課

目 次

一般競争入札による市有財産売払の

主な流れ		1
泉大津市市有財産売払実施要領 (第 1 ～ 第 17)		2
物件調書		8
市有財産売買契約書 (案)		13
諸表		17

一般競争入札による市有財産売払の主な流れ



第1 売払物件

物件 番号	所 在	地積（実測）・ 延 床 面 積	最低処分価格
1	泉大津市下条町 120 番 1 (土地)	778.69 m ²	83,405,700 円 (建物に係る消費税 2,405,700 円を含む)
	泉大津市下条町 120 番 2 (土地)	120.32 m ²	
	泉大津市下条町 120 番 1 外 1 筆 (建物（未登記）)	1060.95 m ²	

※物件の詳細は、別添の物件調書をご覧ください。

※入札希望者は、泉大津市市有財産売払実施要領及び市有財産売買契約書(案)を承知の上、所定の入札書によって入札するものとします。

(1)現地確認 (事前予約制、下記市有財産実施要領配布窓口へ令和8年9月11日(金)までにお電話ください)

日時 令和8年9月14日(月) 午後3時から午後4時まで(現地において職員が対応します)
入札参加の条件にはしておりませんが、出来る限りご参加ください。

※事前予約が無い場合は、現地確認を実施しません。

第2 用途制限

用途地域上建築可能な施設の用途に使用できるものとします。ただし、以下の用途に使用することはできません。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める風俗関連営業その他これらに類する用途
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途
- (3)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途
- (4)破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第3号に規定する処分又は同法第7条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途

第3 市有財産売払実施要領の配布

- (1)配布期間 令和8年8月24日(月)から令和8年10月1日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)

※泉大津市立周産期小児医療センターホームページからダウンロードも可能です。

- (2)配布時間 午前8時30分から午後5時00分まで

- (3)配布場所 泉大津市下条町16番1号
泉大津市立周産期小児医療センター事務局総務課
電話番号 0725-32-5622(代表)

※郵送による要領の配布は、行いません。

第4 入札参加資格を有しない者

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、これらの法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
- (8) 本市有財産売払いに関わっている者
- (9) 泉大津市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者

2 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。)

- (1) 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (3) 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 本市が実施する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第5 入札参加申込み

本件の入札参加希望者は、現場説明会を実施しないため、本要領を熟知した上、本市が指定する期日までに、次の必要書類を提出するものとします。なお、提出された書類は、一切返却いたしません。

(1) 提出書類

① 入札参加事業者につき 1 部

- ア 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本又は登記事項証明書）
- イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ウ 誓約書（様式第 2-1 号）
- エ 暴力団排除に関する誓約書（様式第 2-2 号）
- オ 泉大津市市有財産売却入札参加申込書（様式第 1 号）
（印鑑登録印で押印されたもの）
- カ 土地利用計画書（様式第 3 号）
- キ 入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書
- ク 入札保証金納付書

※なお、ア及びイについては、発行後 3 ヶ月以内のものに限ります。

（2）留意事項

落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行いません。

書類を受付場所に直接持参する方法以外は、受付を行いません。

物件の入札申込者に関する情報については、一切お答えできません。

入札参加者が 1 者のみの場合においても、入札は実施し、最低処分価格以上の入札があれば落札とします。

（3）受付期間、時間及び受付場所

受付期間 令和 8 年 9 月 17 日（木）から令和 8 年 10 月 1 日（木）まで

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

受付場所 泉大津市立周産期小児医療センター事務局総務課

※受付場所以外での受付は行いません。

※郵送による申込みの受付は行いません。

第 6 入札保証金の納付方法等

入札保証金の納付方法等については、以下のとおりです。

- （1）入札参加者は、入札保証金を令和 8 年 10 月 2 日（金）から令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 3 時までに必ず下記口座に振り込んでください。入札保証金は、各入札参加者の見積もる契約金額の 100 分の 5 以上（円未満切上げ）となりますのでご注意ください。

銀行振込口座

■金融機関名：りそな銀行

■支 店 名：泉大津支店

■口 座 種 別：普通預金

■口 座 番 号：2 4 3 1 1 1 9

■口 座 名 義：泉大津市立周産期小児医療センター企業出納員

（フリガナ）イズミオツリツユウサンキョウニリョウセンターキギョウスイロイン

※振込手数料は各自ご負担いただきます。

- （2）入札保証金は、落札者以外の方には、後日、入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書記載の口座に振り込みます。（3 週間程度要します。）

- (3) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。
- (4) 入札保証金には利息を付しません。

第7 入札書の送付

- (1) 入札は、入札書を郵送により提出する方法(以下「郵便入札」という。)で行います。
- (2) 郵便入札の方法については以下のとおりです。この提出方法によらない入札書は無効となりますので、よく確認してください。
- ア 封筒を用意し、入札書を封入のうえ入札参加者印により封印します。
- イ 封筒の表面には、泉大津市立周産期小児医療センターの宛先の他、朱書きにより「泉大津郵便局留」、「物件番号1」、「入札書在中」及び「提出期限：令和8年10月16日」を記載してください。
- 裏面には、「市有財産売払」、「入札者住所」、「入札者氏名」（法人の場合は「商号」、「代表者氏名」）を記載してください。
- ウ 封筒は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、泉大津郵便局留で郵送してください。
- (3) 入札者は、郵送により提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (4) 送付期間 令和8年10月9日(金)から10月16日(金)まで
 ※なお、入札書は10月16日(金)中(令和8年10月17日(土)の0時になるまで)に泉大津郵便局に到達しなければならないものとします。郵便事情等を考慮し、提出期限までに到達するように発送してください。提出期限を過ぎて到達した入札書は受付しません。
- (5) 入札書は本市所定の様式を使用してください。入札書の日付は、開札日を記載してください。
- ※金額の記入は、アラビア数字(0, 1, 2, 3・・・)の字体を使用するものとし、金額の前に「¥」マークを入れるものとします。
- ※入札金額は、物件の価格の総額を表示してください。また、建物に消費税及び地方消費税がかかりますので、入札金額はこれらを含めた金額を記載してください。
- ※入札書の記入はボールペン、万年筆等容易に消すことのできない筆記具を必ず使用してください。

第8 開札

- (1) 開札日時及び場所は以下のとおりです。

①開札日時

物件番号	開札日	受付時間	開札開始時間
1	令和8年10月20日(火)	午前8時45分～9時00分	午前9時10分

②開札場所 泉大津市立周産期小児医療センター 7階 第2会議室

- (2) 入札参加者は、開札に立会うこと。
- (3) 開札室への入室の際には、入札参加申込時に返却した「泉大津市市有財産売払入札

参加申込書」写しを必ず持参し、受付に提示してください。

(4) 代理人の立会も出来ますが、その場合は委任状(様式第4号)を提出してください。

(5) 開札に参加されない場合は棄権とみなします。

(6) 開札結果につきましては、公開の請求があった場合、公開いたします。

第9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 指定日時に提出しなかった入札

(3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札

(4) 入札者の記名又は押印がない入札

(5) 同一入札について、入札者が二以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 最低処分価格に満たない金額での入札

(7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

(8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

(9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により記入された入札

第10 落札者

落札者は、開札の結果、本市の最低処分価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札した者としてします。

同額の最高入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

落札者は、所有権移転登記が完了するまでに、売払物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

第11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じたときは、予告なく入札を中止又は延期することがあります。

第12 契約及び契約保証金

売払い物件の落札者は、落札者決定後、令和8年11月2日(月)までに契約保証金を本市所定の契約保証金納付書により売買代金の100分の10以上の金額から入札保証金を差し引いた差額を納付していただきます。

当該契約保証金の納付確認後、落札者は、泉大津市立周産期小児医療センター事務局総務課において、令和8年11月16日(月)までに売買契約を締結していただきます。なお、契約保証金の納付確認については、契約保証金納付書の領収証控え(写し)の提出をもって確認とします。

契約書に貼付する収入印紙は、落札者の方で用意していただきます。

落札者が期日までに契約を締結しない場合は、入札保証金及び契約保証金は本市に帰

属するものとし、還付はしません。

第 13 売買代金の支払

落札者は、売買代金全額を令和 8 年 11 月 30 日(月)までに口座に振り込んでください。
振込口座は、契約締結時に通知致します。

契約保証金は、売買代金に充当しますので、契約保証金との差額を売買代金として納付していただきます。

なお、納付期日までに売買代金を納付しないときは、本契約を解除し、契約保証金は本市に帰属し、還付はしません。

また、この場合、落札者が売払物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は償還しません。

第 14 所有権移転登記及び物件の引渡し

売買代金完納後、所有権移転登記は本市が行いますが、登録免許税等、所有権移転登記に関する一切の費用及び売買代金完納後の公租公課は、落札者の負担となります。(登録免許税は収入印紙にて提出していただきます。)

所有権移転登記に必要な書類等は、売買代金を納付するまでに、あらかじめ提出していただきます。

所有権移転登記を完了したときに、落札者に売払物件を引き渡したものとします。

なお、建物に係る所有権保存登記の必要がある場合には、落札者において行うものとします。

第 15 危険負担

落札者は、売払物件が現状有姿の売払いであることを理解し、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効の主張又は売買代金の減免等を請求することはできません。

第 16 関係法令等の遵守義務

落札者は、入札物件の購入後に土地の造成、建物の建築、建物の用途変更等を行う場合、関係諸官庁(泉大津市を含む)と必要な事前協議を行わなければなりません。この場合において、計画の延期又は中止をしなければならないこととなっても、本市に対して一切の異議を申し立てることはできません。

落札者は、造成工事等に際しては、関係法令等を遵守し、開発計画、工事内容等について関係住民に十分説明し、理解を得られるよう努めなければなりません。なお、落札者が開発行為等により紛争が生じた場合は、落札者の責任において対処してください。

第 17 その他

入札に参加しようとする者は、本実施要領及び売買契約書(案)に記載された事項について十分承知しておいてください。

物 件 調 書（物件番号1）その1

所在地	土地	泉大津市下条町 120 番 1	売却予定 面積	778.69 m ²	登記 地目等	宅地
		泉大津市下条町 120 番 2		120.32 m ²		宅地
	建物	泉大津市下条町 120 番 1 外 1 筆	延床 面積	1060.95 m ²		未登記

最低処分価格	83,405,700 円 (建物に係る消費税 2,405,700 円を含む)
--------	---

道路状況	南西側 南東側	市道 東雲町池浦線（幅員約 6.4m） 市道 穴師上条線（幅員約 6.0m）	私道 負担	無
------	------------	---	----------	---

法令等の制限	都市計画法	市街化区域	用途地域	第1種中高層 住居専用地域
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他の法規制等	準防火地域、埋蔵文化財（池浦遺跡）		

供給処理施設の状況		利用可能な施設	配管等の状況	照会先
	電 気	関西電力㈱	—	関西電力㈱岸和田営業所
	ガ ス	都市ガス	—	大阪ガス㈱
	上水道	市営水道	前面道路配管有	泉大津市役所 水道課
	下水道	公共下水	前面道路配管有	泉大津市役所 下水道課

交通機関	鉄道	(最寄駅)南海本線 泉大津駅
	バス	—

備考	・本物件は寄宿舎の敷地として利用しています。 ・地下埋設物調査等がされていないため埋設物の有無については不明です。 (竣工図記載：PHC 杭 B 種 杭長 8m 本数 76 本) ・敷地内に専用の電柱有。また、建物正面の西側道路側に自治会の掲示板有
----	--

物 件 調 書（物件番号 1）その 2

(1) 建物等

当該地には、建物及び工作物、地下埋設物等、（以下、「建物等」という。）のほか、冷蔵庫、テレビ、洗濯機等の動産が存置されており、売却物件と一体のものとして引渡しの対象となります。したがって、買受人が不用となる場合は処分してください。なお、上記に示す以外の動産等の存置が判明したときの撤去・処分に生じる費用については、買受人の負担とします。

No.	施設名称	建築年	構造・階数	延床面積
1	宿舎	平成 7 年 2 月	鉄筋コンクリート造・3 階建	1060.95 m ²

(2) 現況用途

- ・宿舎（全 30 寮室 1R：約 19.8 m²）
- ・1 階：玄関ホール、多目的室（保育室として利用）、6 寮室（内 1 室洗濯室）
- ・2～3 階：各 12 寮室、各洗濯室
- ・共用部：屋内階段、屋外階段

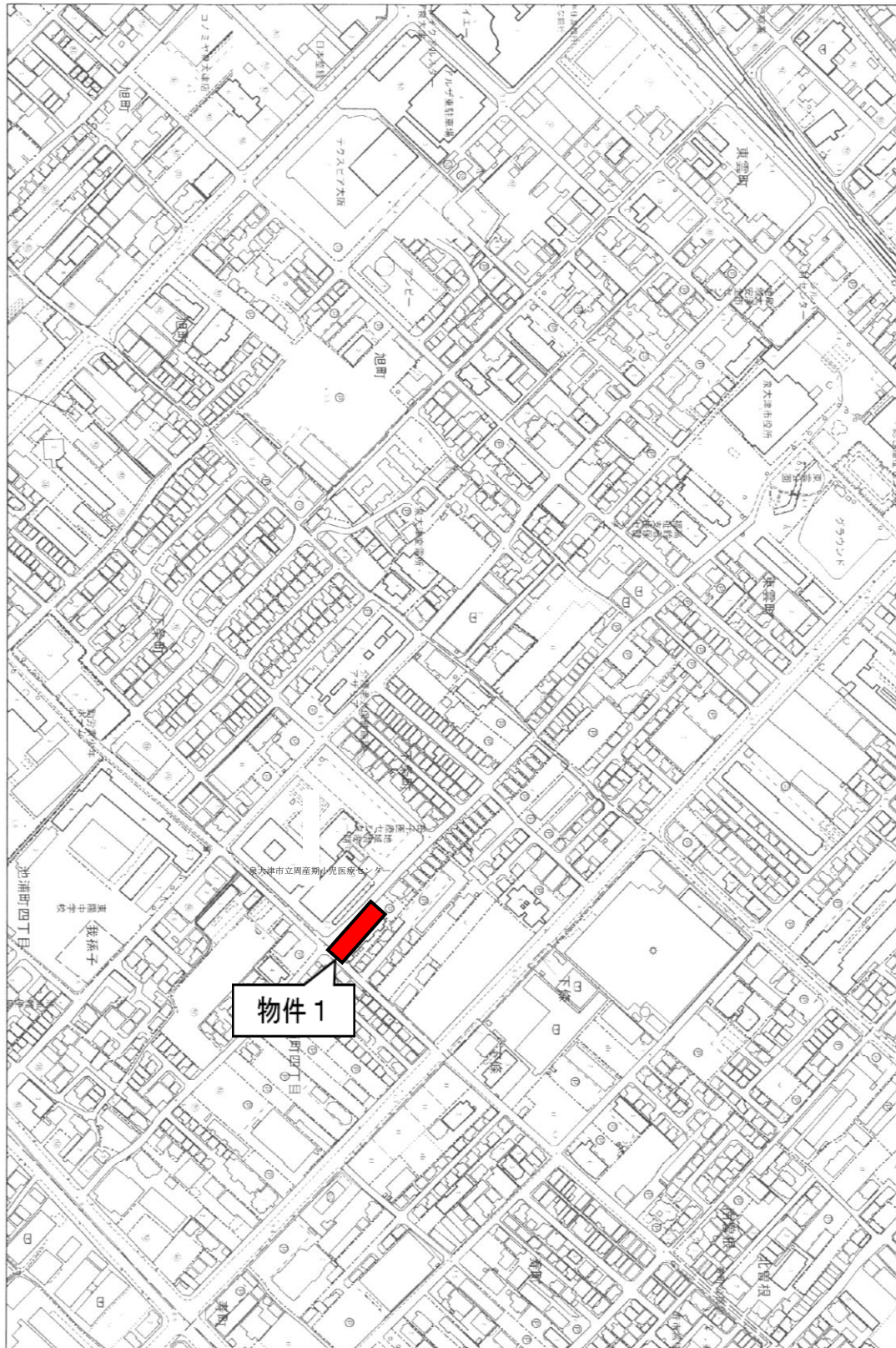
(3) 土壌汚染

土地履歴調査及び土壌汚染調査は実施していないことから、買受人により調査が必要と判断された場合は、買受人の費用負担により調査、対応を行ってください。

(4) アスベスト含有調査

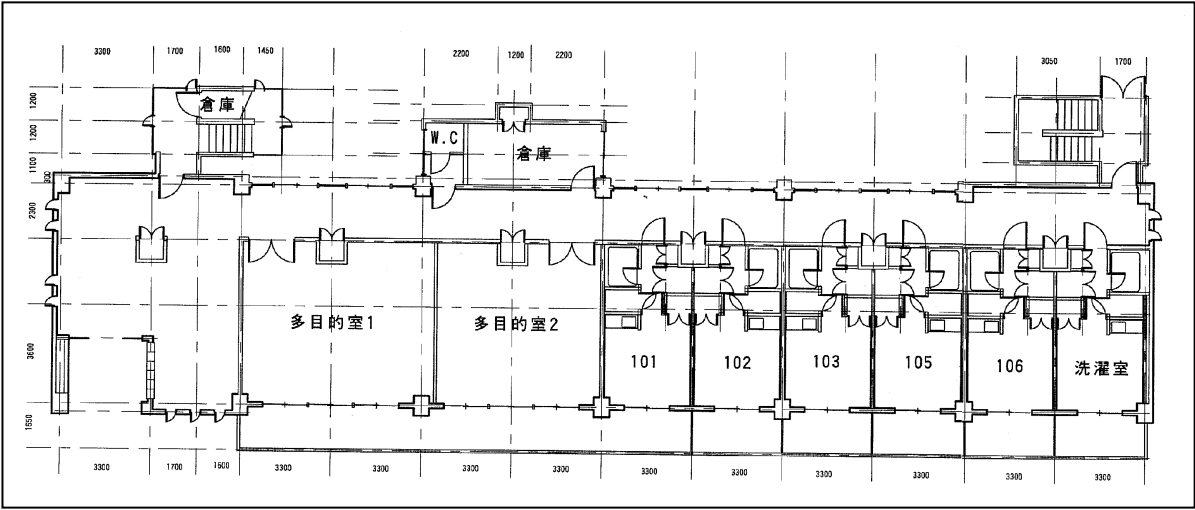
専門機関におけるアスベスト含有調査は分析調査を一部実施しています。買受人により調査が必要と判断された場合は、買受人の費用負担により調査、対応を行ってください。

位置図

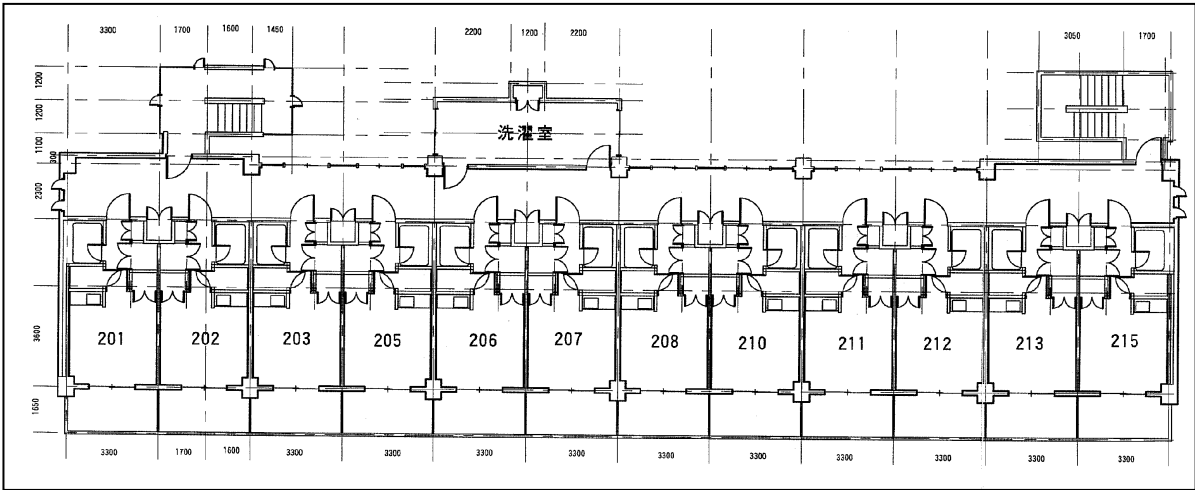


建 物 参 考 图

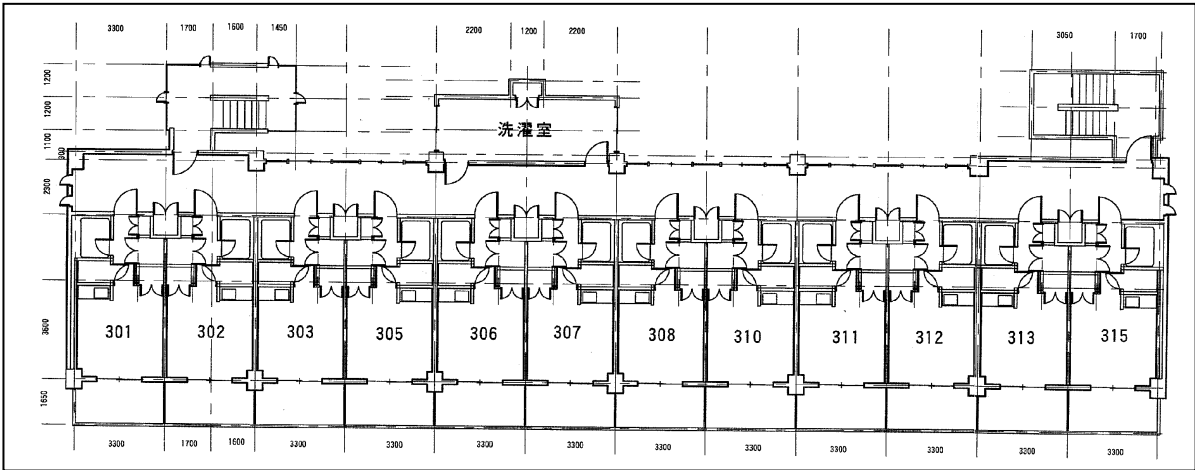
1 階



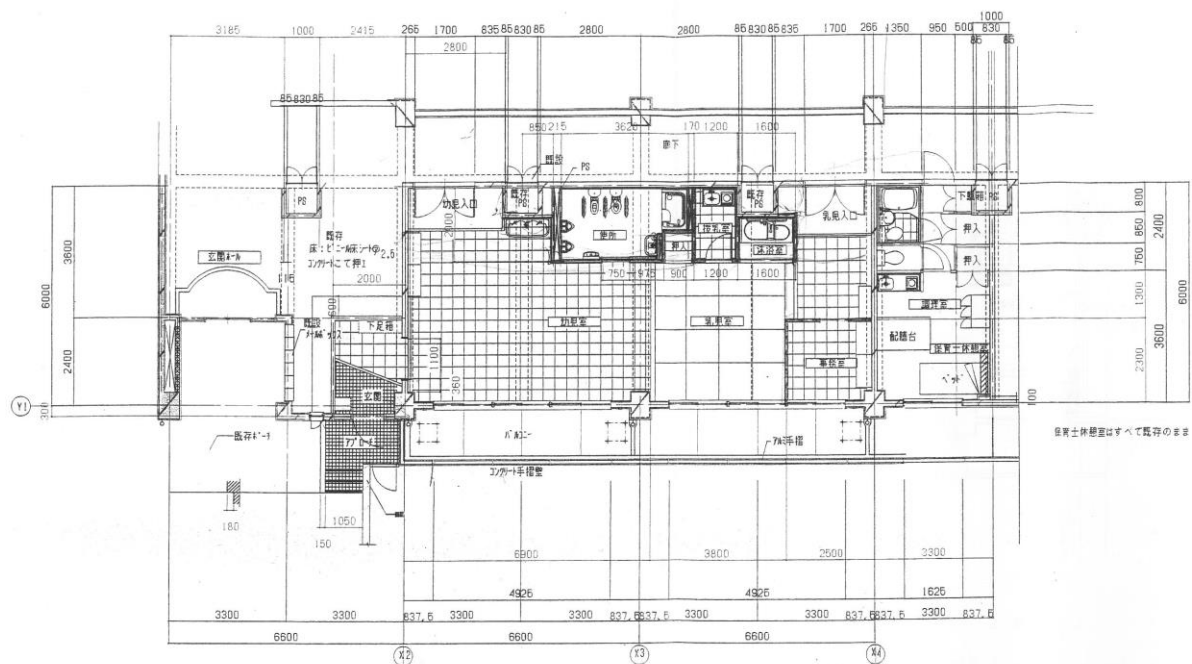
2 階



3 階



多目的室 1、2 改修図面



市有財産売買契約書（案）

物件 1

売出人泉大津市(以下「甲」という。)と買受人〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の条項により公有財産の売買契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 甲は、末尾記載の売買物件を現状有姿のまま乙に売却し、乙は代金を支払ってこれを買受けるものとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、金●●●円とする。

(契約保証金)

第4条 乙は、甲に対し契約保証金のうち、入札保証金を除いた金●●●円を本契約締結前の令和8年11月2日(月)までに納付しなければならない。

- 2 甲は、前項による納付を確認したとき、入札保証金を契約保証金に充当するものとする。
- 3 契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 契約保証金には利息を付さない。
- 5 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
- 6 契約保証金は、乙が売買代金の支払を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

(売買代金の支払)

第5条 乙は、売買代金のうち、契約保証金を除いた金●●●円を本契約締結後、令和8年11月30日(月)までに甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、前項による納付を確認したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

(所有権の移転及び登記)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転する。

- 2 甲は、前項の規定による売買物件の所有権移転後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとし、乙は、これに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。
- 3 前項の登記に関する一切の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに、売買物件を引き渡したものであるものとする。

(用途制限)

第8条 乙は、原則、用途地域(第1種中高層住居専用地域)上建築可能な施設の用途に使用できるが、以下の用途に使用することはできないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業又は同条第5項に定める風俗関連営業その他これらに類する用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途
- (4) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第3号に規定する処分又は同法第7条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途

(危険負担等)

第9条 本契約締結のときから売買物件の引渡しまでの間に、甲の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

2 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この限りでない。

(公租公課)

第10条 売買物件に対して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては乙の負担とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 期限又は期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び泉大津市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)の規定する暴力団等排除に係る契約の解除事由に該当したとき。
- (3) 前各号のほか、法令又は本契約に違反したとき。

(返還金等)

第12条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。

ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、甲が第11条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買

物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(違約金)

第14条 乙は、甲が第11条の規定により本契約を解除したときは、売買代金の3割に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

2 前項の違約金は、次条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解さない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第12条第1項の規定により売買代金を返還するときに、乙が第14条に定める違約金または前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第19条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(特約事項)

第20条 乙は、売買物件購入後に土地の造成、建物の建築等をしようとするときは、関係諸官庁(泉大津市を含む。)と必要な事前協議を行うものとする。この場合において、計画の延期又は中止をしなければならないこととなっても、甲に対して一切の異議の申立てはできないものとする。

2 乙は、造成工事等に際しては、関係法令等を遵守し、開発計画、工事内容等について関係住民に十分に説明し、理解を得られるように努めなければならない。なお、乙は、開発行為等により

紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じた場合は、乙の責任において対処するものとする。

- 3 乙は、売買物件の全部又は一部を第三者に譲渡する場合においても、この契約書の各条項の規定を第三者に継承して、これを遵守させなければならない。

上記の契約締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人「甲」 泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
泉大津市長 南出 賢一

買受人「乙」

物件の表示

1 土地

所 在	地 番	地 目	地 積
泉大津市下条町	120 番 1	宅地	778.69 m ²
泉大津市下条町	120 番 2	宅地	120.32 m ²
計			899.01 m ²

2 建物（未登記）

所 在	地 番	用 途	構 造	階数	延床面積
泉大津市下条町	120 番 1	宿舎	鉄筋コンクリート造	3 階建	1060.95 m ²
泉大津市下条町	120 番 2				

(様式第1号)『記入例』

令和〇〇年〇〇月〇〇日

泉大津市長 様

住所(所在地) 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名(名称) 〇〇〇〇株式会社
代表取締役
(代表者名) 泉大津 太郎 ㊟
(印鑑登録印)
電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

泉大津市市有財産売払入札参加申込書

私は、泉大津市市有地の下記物件の売払入札に参加したいので、それに係る泉大津市市有財産売払実施要領及び市有財産売買契約書(案)等をすべて承知の上、入札に参加いたしたく必要書類を添付の上、申込みいたします。

記

入札参加物件

物件 番号	物 件	入 札 参 加 を 希 望 す る 物 件 の 所 在 地 番
1	土 地	泉大津市下条町 120 番 1 外 1 筆
	建 物	泉大津市下条町 120 番 1 外 1 筆

落札後の利用計画

(施設の種類など)

泉大津市立周産期小児医療センター受付印

(様式第2-1号)『記入例』

誓 約 書

私は、市有地売払入札に際し、貴市から示された市有財産売払実施要領、市有財産売買契約書(案)等のすべての事項を承知の上、入札に参加しますので、後日これらの事柄について、一切の異議、苦情を申し出ないことを誓約し、本書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

泉大津市長 様

住所(所在地) 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名(名称) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役

(代表者名) 泉 大 津 太 郎 ⑩

(印鑑登録印)

(様式第2-2号)『記入例』

暴力団排除に関する誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

泉大津市長 様

所在地 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

法人名 〇〇〇〇株式会社

代表者職氏名 代表取締役
泉 大 津 太 郎 ㊞

私は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴市において必要と判断した場合に、警察等関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 役員等(契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者、その他の団体にあつては法人等の役員と同様の責任を有する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 2 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 上記の1から5までのいずれかに該当することを知りながらこれを利用している者

(様式第 3 号)『記入例』

土 地 利 用 計 画 書

住所(所在地) ○○○市○○町○丁目○番○号

氏名(名称) ○○○株式会社

⑩

代表者名 代表取締役 泉 大 津 太 郎

⑩

電 話 () -

(印鑑登録印)

(物件番号 1)

項 目	内 容
1 土地利用 目的	
2 利用計画 (詳細に)	
3 利用開始 時期	令和 年 月
4 施設等の供 する業の性 質	・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に定める風俗営業又は同条第 5 項に定める風俗関連営業その他これらに類する用途 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類する用途 ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類する用途 ・ 破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)第 5 条第 3 号に規定する処分又は同法第 7 条に規定する解散の指定を受けた破壊的団体の事務所又はその他これに類する用途 上記に掲げる用途に供さない施設です。
5 公害の処遇 について	汚水、有害物、ばい煙、騒音等の公害源となるものを敷地外に放出することはありません。

注 1) この土地利用計画書は、「泉大津市市有財産売払入札参加申込書」に添付してください。

委任状

代理人 住所 ○○○市○○町○丁目○番○号

氏名 泉 大 津 花 子 ㊞

(代理人使用印)

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和○○年○○月○○日開札の市有財産の一般競争入札（物件番号1）
に関する一切の権限

令和 年 月 日

委任者 住所(所在地) ○○○市○○町○丁目○番○号

氏名(名称) ○○○株式会社

代表取締役

(代表者名) 泉 大 津 太 郎 ㊞

(印鑑登録印)

電話番号 ○○－○○○－○○○○

※代理人は、開札において必ず代理人使用印を使用しなければなりません。

『記入例』

入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書

令和 年 月 日

泉大津市立周産期小児医療センター企業出納員 様

還付請求者(入札者)

〒123-4567

住所(所在地) ○○○市○○町○丁目○番○号

(名称) ○○○○株式会社

氏名(代表者職氏名) 代表取締役 泉大津 太郎 (印)

連絡先電話番号 ○○-○○○-○○○○

泉大津市財務規則第 107 条の規定により、入札保証金の還付を受けたいので、
下記のとおり請求します。

なお、還付金は、下記の口座に振り込んでください。

記

1 請求内容

入札区分	泉大津市市有地売払に係る一般競争入札(物件番号1)								
還付請求金額(入札保証金額)	億	千万 ¥	百万 7	拾万 6	万 5	千 4	百 3	拾 2	円 1

2 振込先指定口座

金融機関名	○○	銀行・農協・信用金庫 信用組合・労働金庫	△△	本店・支店 出張所					
預金種別	普通・当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 商号名称	(フリガナ) ○△◆□ カブシキガイシャ ○○○ 株式会社								

<注意事項>

- ・本書は、入札参加申込み時に提出してください。
- ・還付請求者の印は、入札参加申込書の申込者の印を押印してください。
- ・金額は、算用数字を用いて頭に「¥」記号をつけて記入してください。
- ・金額欄の訂正はしないでください。
- ・振込先指定口座は、入札者の口座を記入してください。

『記入例』

入 札 保 証 金 納 付 書

令和 年 月 日

泉大津市立周産期小児医療センター企業出納員 様

住所(所在地)〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名(名称) 〇〇〇〇株式会社

(代表者名) 泉 大 津 太 郎 (印)

(印鑑登録印)

下記物件の入札保証金を次のとおり納付します。

物 件 名 (所 在 地 番)		物件番号 1 泉大津市下条町 120 番 1 外 1 筆 (土地) 泉大津市下条町 120 番 1 外 1 筆 (建物)
保 証 金 額		¥〇〇〇, 〇〇〇—
内 容	現金(振込)	¥〇〇〇, 〇〇〇—
上記の入札保証金を領収してください。 令和 年 月 日		契約担当者 総務課長 (印)
上記の入札保証金を保管しました。 令和 年 月 日		泉大津市立周産期小児医療センター企業出納員 (印)
上記の入札保証金を本書と引換えに還付 してください。 令和 年 月 日		契約担当者 総務課長 (印)
上記の入札保証金を受取りました。 令和 年 月 日		受取人 住所 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇株式会社 泉大津太郎 (印)

『記入例』

入 札 書

泉大津市長 様

金 額		¥	1	2	百万 3	4	5	千 6	7	8	円 9
--------	--	---	---	---	---------	---	---	--------	---	---	--------

※消費税及び地方消費税を含む額

ただし、泉大津市下条町120番1外1筆の土地・建物の購入価格

【物件番号1】

市有財産売払実施要領及び市有財産売買契約書(案)を承知の上、上記のとおり入札します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日（開札日を記入）

入 札 者

住所(所在地) 〇〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表者氏名 泉 大 津 太 郎

⑩

(印鑑登録印)